

## 羽生市の給与・定員管理等について

### 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 23年度の人件费率
24年度	人 56,331	千円 17,141,726	千円 1,259,221	千円 3,037,606	% 17.7	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市Ⅱ-1平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 364	千円 1,315,906	千円 228,299	千円 460,574	千円 2,004,779	千円 5,508	千円 5,935

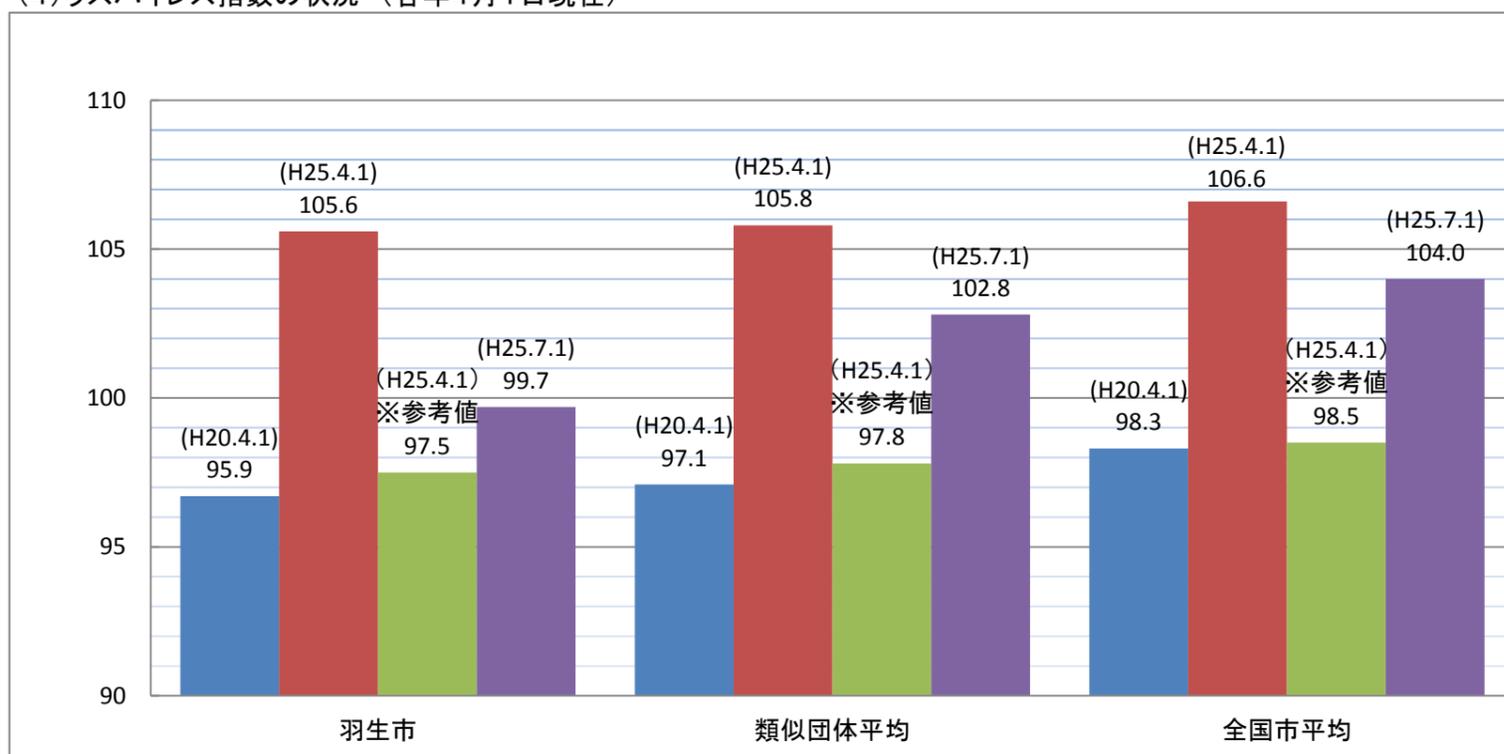
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
	支給減額率
市長、副市長、教育長	既に減額されている額から5%
7級、6級	8%
5級、4級	6%
3級、2級、1級、技能労務職	4%
(ラスパイレ指数)	
平成25年4月1日	105.6
平成25年4月1日(参考値)	97.5
平成25年7月1日(減額時点)	99.7

(4) ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数  
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽生市	41.0 歳	315,687 円	365,592 円	342,078 円
埼玉県	43.5 歳	344,018 円	431,835 円	389,745 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽生市	48.6 歳	14 人	294,143 円	324,786 円	306,007 円
埼玉県	53.9 歳	416 人	356,607 円	411,780 円	394,452 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119(286,850) 円	—	309,534(325,400) 円
類似団体	49.3 歳	36 人	315,491 円	350,999 円	336,134 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給料月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区分		羽生市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418(140,100) 円

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (25年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	290,000 円	338,900 円	376,000 円
	高校卒	—	276,000 円	303,000 円

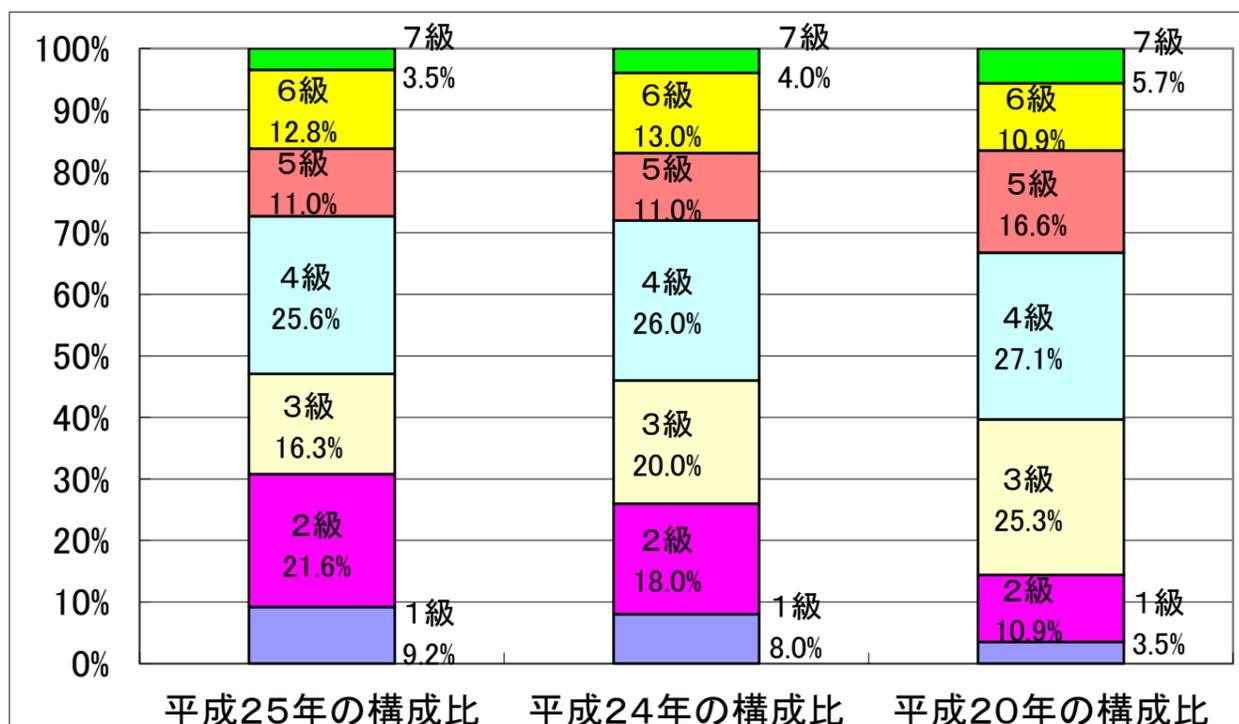
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	人 21	% 9.2	円 135,600	円 243,700
2 級	主事・技師	人 49	% 21.6	円 185,800	円 319,600
3 級	主任	人 37	% 16.3	円 222,900	円 373,400
4 級	係長・主査	人 58	% 25.6	円 261,900	円 422,600
5 級	課長補佐・副参事	人 25	% 11.0	円 289,200	円 436,300
6 級	課長・参事	人 29	% 12.8	円 320,600	円 445,400
7 級	部長・次長	人 8	% 3.5	円 366,200	円 479,400

(注) 1 羽生市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が確立し次第、反映を予定しています。

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽生市	埼玉県	国
一人当たり平均支給額 (24年度) 1,297 千円	一人当たり平均支給額 (24年度) 1,644 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

課長級職員に対し、人事評価制度を反映しています。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

羽生市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	22.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	無		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	17,920 千円	27,272 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

羽生市は、一部事務組合の埼玉縣市町村総合事務組合に加入しています。

支給率はこの組合の条例で定められています。

## (3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0円

## (4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績	3,458千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	42,690円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	20.3%
手当の種類(手当数)	12手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
老人福祉業務手当	一般職	老人福祉施設の入園者の死体処理作業に従事したとき	日額3,000円
消防業務手当	一般職	火災・救急・救助・水難に出動し、従事したとき	1回300円
犬猫その他死体等処理作業手当	一般職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
災害対策業務手当	一般職	台風又は非常災害等の対策のために出動したとき	1回500円
〃	一般職	現場にて作業に従事したとき	1回700円
その他の特殊勤務手当	一般職	臨時的又は緊急に特殊勤務手当を支給する必要が生じたとき	市長の定める額
班長手当	技能労務職	職員を取りまとめる班長の職にある職員	月額3,000円
死体火葬取扱手当	技能労務職	死体火葬取扱いに従事したとき	月額4,000円
清掃業務手当	技能労務職	ふん尿の汲み取り、運搬の作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ふん尿の処理場における運転管理作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ごみ、汚泥の処理、運搬の作業に従事したとき	日額400円
老人福祉業務手当	技能労務職	老人福祉施設の入園者の死体処理作業に従事したとき	日額3,000円
〃	技能労務職	老人福祉施設の入園者の汚物洗濯に従事したとき	日額500円
災害対策業務手当	技能労務職	台風又は非常災害等の対策のために出動し、現場で作業をしたとき	1回700円
犬猫その他死体等処理作業手当	技能労務職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
行旅死亡人取扱業務手当	一般職	行旅死亡人取扱いに従事する職員	日額3,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	78,548千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	259千円

## (6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同じ	—	46,187千円	243,090円
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同じ	—	24,758千円	121,959円
	持家居住者 →新築・購入5年以内4,500円、5年経過後3,500円	異なる	支給額等		
通勤手当	交通機関利用者日運賃等相当額	同じ	—	18,899千円	56,415円
	交通用具利用者日距離に応じた額	異なる	支給額等		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 →部長80,000円他	異なる	支給額等	49,710千円	523,263円

## 5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	724,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円	
	( 905,000 円 )			
報 酬	副 市 長	700,200 円	804,000 円 / 375,000 円	
	( 778,000 円 )			
報 酬	議 長	449,000 円	698,000 円 / 310,000 円	
	( 円 )			
	副 議 長	401,000 円		
報 酬	( 円 )		620,000 円 / 245,000 円	
	議 員	375,000 円		
	( 円 )			
期 末 手 当	市 長	(24年度支給割合)		
	副 市 長	3.85月分		
期 末 手 当	議 長	(24年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.85月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額(減額後)×在職月数×0.35×1.15	13,987,680 円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×0.21×1.15	9,018,576 円	任期ごと

(注)1 給料、報酬及び期末手当の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)

勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

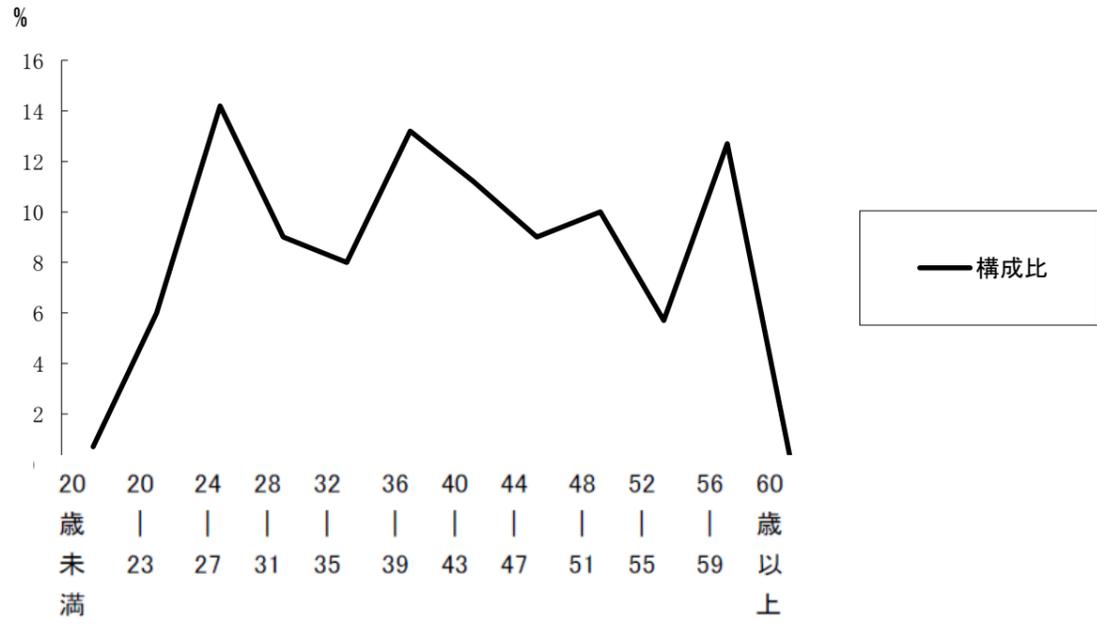
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	4	-1	事務の見直しにより職員の適正配置によるもの
		総務	67	70	3	
		税務	26	25	-1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	9	8	-1	
		土木	30	31	1	
		民生	60	59	-1	
		衛生	30	30	0	
	計	244	244	0	<参考> 人口1万人当たり 43.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.82 人)	
	教育部門	45	45	0		
	消防部門	76	76	0		
	小 計	365	365	0	<参考> 人口1万人当たり 64.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.62 人)	
公 営 企 業 等	水道	9	9	0		
	下水道	6	5	-1		
	その他	23	22	-1		
	小計	38	36	-2		
合 計		403 [ 502 ]	401 [ 502 ]	-2 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり 71.18 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 24	人 57	人 36	人 32	人 53	人 45	人 36	人 40	人 23	人 51	人 1	人 401

(3)職員数の推移

		21年	22年	23年	24年	25年
一般行政	職員数	274	258	255	244	244
教育	職員数	38	37	37	45	45
消防	職員数	73	75	76	76	76
普通会計	職員数	385	370	368	365	365
公営企業等	職員数	30	37	36	38	36
計	増減	415	407	404	403	401